

名古屋市農業委員会 令和7年第1回総会 議 事 録

- 開催日時 令和7年1月24日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時38分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

- 第 1号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について
- 第 2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 第 3号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第 5号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について
- 第 6号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第 7号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について
- 第 8号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 1 回総会（令和 7 年 1 月 24 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 1 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 7 年第 1 回総会を開会いたします。 遅まきながら、おめでとうございます。今年は穏やかな新年でしたけど、一年またよろしくお願いいたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 8 号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 11 人中 11 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び小畠盛夫委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 及び 1-4 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-3 及び 1-4 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに、譲渡人と譲受人 A は親子で、住居及び生計を一にしており、譲受人 A の妻である譲受人 B を含めた 3 人で 3,469 平米の農地を営営しています。

このたび、譲渡人所有の農地について、親族間贈与により、譲受人 B に持分の一部を移転することになったものが 1-3、また同じく親族間贈与により、譲渡人所有の 1-3 と同じ農地について譲受人 A に持分の一部を移転することになったものが 1-4 になります。

申請地の名東区亀の井三丁目の 1 筆は、ウメやクリが栽培されており、良好に肥培管理されていました。

	また、譲受人の二人は、農業経営を担っており、全ての農地が良好に管理されていることを確認しました。権利取得後も、引き続き適正に管理されるものと見込まれます。 以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 及び 4-10 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-9 及び 4-10 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、1 月 8 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-9 は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区西茶屋四丁目はじめ 2 筆は田で、稲刈り後の状態で、良好に管理されていました。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 続きまして、受付番号 4-10 は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区川園三丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま

	すので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 1 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 1 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 2 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-13 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-13 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-13 の願い出の農地は、ミカンやカキなどが栽培され、いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-14 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員	受付番号 1-14 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の農地は作付準備中でした。お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-12 の農地について、1 月 9 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑で、エンドウ、ワサビ菜などが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 2 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 2 号議案の案件は証明することといたします。

福島委員	次に、第 3 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-53 から 1-56 について、5 番、福島委員、お願いいたします。 受付番号 1-53 から 1-56 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 1-53 の申請地には、カキやミカン、ダイコンなどの野菜が栽培されていました。 1-54 の申請地には、カキやミカンのほかブロッコリーが栽培されていました。 1-55 の申請地には、ミズナ、ホウレンソウ、ウメが栽培されていました。 1-56 の申請地には、カキが栽培されていました。いずれの申請地も肥培管理良好です。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-57 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-57 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。

	申請地には、ブロッコリーやニンジン、白ナス、イチゴが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-35 及び 2-36 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-35 及び 2-36 について、1 月 8 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-35 の申請地は田で、耕作準備中でした。 受付番号 2-36 の申請地は畑で、キャベツ、ブロッコリーなどが作付けされていきました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-32 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎）委員	受付番号 3-32 の農地につきまして、1 月 8 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-32 の中川区大塩町 3 丁目の 1 筆の畑には、エンドウ、ハクサイなどが植え付けされ、良好に管理されていきました。

	以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-17 及び 4-18 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-17 及び 4-18 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、1 月 9 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-17 の証明願い出の農地、港区協和二丁目ははじめ 5 筆は田で、稲刈り後の状態でした。港区福前二丁目の 1 筆は畑で、エンドウ、キャベツが栽培されており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 続きまして、受付番号 4-18 の証明願い出の農地、港区新茶屋五丁目ははじめ 6 筆は田で、稲刈り後の状態で、いずれも農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 3 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 3 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 4 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-5 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、昨年所有者が亡くなられ、相続人である子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、カキやミカンなどの果樹が栽培され、良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-6 ついて、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-6 の農地について、小嶋盛夫委員と事務局職員で、1 月 7 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、昨年所有者が亡くなられ、相続人である子

	が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、カキやウメのほか、ダイコンやハクサイなどが栽培され、良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 4 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 4 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 5 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-2 につきまして、1 月 8 日に、坂野推進委員と事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署

から確認を求められているものです。

照会のあった農地の、港区七島二丁目の1筆は、田で、稲刈り後の状態で、適正に肥培管理されていました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、今日まで、所有者自らが農地として使用されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第5号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第5号議案の案件は承認いたします。

次に、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、10ページの農用地利用集積計画案の第8号について、10番、二村委員、お願いいたします。

二村委員 農用地利用集積計画案につきまして、1月8日に横井委員と事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申請者が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の申請がなされたものです。

申請地である中川区水里四丁目の1筆の畑には、カキが植え付けされていました。

申請者が現在耕作している農地はエンドウ、ブロッコリーなどが植え付けられ良好に管理されていたことから、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。

設定する利用権は、使用貸借であり、配付資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第6号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。9ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 6 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 6 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 7 号議案、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について審議を行います。 では、第 7 号議案について、事務局、お願いします。
課長補佐	それでは、議案集 17 ページ、第 7 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）」に関する意見聴取について、事務局からご説明します。 まず、農地中間管理事業の内容からご説明させていただきます。 議案集の後ろのほうについております、配付資料③の表面をご覧ください。 農地中間管理事業は、まず、農地の出し手から農地中間管理機構が農地を借り受け、その後、農地中間管理機構が借り受けた農地を受け手に貸し付けるものになります。 裏面をご覧ください。 資料の下段部分に記載がありますが、今回、中川区の富永地域で農地中間管理事業を活用し、農地を借り受けている受け手

から権利移転したい旨の申し出がありました。当該農地は耕作放棄地として取り扱われておりましたが、借受人に現地の状況を説明し、借り受けたい旨の申し出をいただいたものです。

この耕作の権利移転については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき「農用地利用集積等促進計画」を定めることとなっており、当該計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞く必要があるため、今回、議案として提出しております。

「農用地利用集積等促進計画（案）」が適切に作成されているか否かは、同法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

配付資料②の審議のポイントをご覧ください。大きく 3 点に分けてご説明します。

資料の上段部分をご覧ください。

まず、1 点目です。計画内容が、愛知県が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に適合する必要があります。

基本方針では、農地中間管理機構を、担い手への農地集積・集約化などを進める中核的な事業体として最大限に活用することが求められています。

こちらに関して、引き続き中間管理機構を活用しておりますので、基本方針に適合しております。

資料の中段部分をご覧ください。

2 点目に、計画内容が農地中間管理事業規程に適合する必要があります。

農地中間管理事業規程では、受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、この方は新規参入のため非該当①の非該当事項以外、すべてに適合しております。

	最後に３点目です。資料の下段部分をご覧ください。 計画内容が中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号から第 5 号で定められた基準に適合する必要があります。 農地のすべてを効率的に利用して耕作するという条件や必要な農作業に常時従事などの基準がございまして、事務局のヒアリングや、現地調査を行った結果、各号に適合していると考えます。 以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件に該当するものと考えております。議案の説明は以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 7 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。 理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため。 それでは、第 7 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 7 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 8 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。

本議案には、安井勝春委員に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、安井勝春委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、議案集 26 ページ、第 8 号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について説明いたします。

お手元の配付資料④をご覧ください。

土地改良法では、利用権の設定など農地の貸付を行った場合は、土地改良事業の参加資格もあわせて、農地所有者から耕作者に移行しますが、農地所有者が土地改良事業の賦課金を負担し、参加資格を維持する場合は、農業委員会の承認を得ることが必要となります。

議案集 27 ページをご覧ください。

本件は、今年度 11 月総会の議決を経て、農地中間管理事業により、J A名古屋ファームへ利用権を設定した南陽地域の農地所有者 17 名 32 筆のうち、その後、合意解約に至った 1 名 1 筆を除く、16 名 31 筆について土地改良区の賦課金は農地所有者が負担することで合意し、このたび、土地改良事業の参加資格の交替の申出が行われたものです。

農地所有者と耕作者の合意によるものですので、農地所有者が土地改良事業に参加することが妥当と思われます。

なお、合意解約に至った 1 名 1 筆につきましては、次回総会で報告させていただく予定です。

	説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、26 ページにございます議決の案を読み上げます。 別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法第3条第1項第2号の規定により承認する。 理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。 それでは、第8号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第8号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和6年12月3日から令和7年1月6日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務

局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 8 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 19 件

続いて、9 ページから 17 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 27 件

続いて、18 ページから 39 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 65 件

続いて、40 ページから 41 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、42 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 3 件

続いて、43 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 2 件

続いて、44 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、45 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、46 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、47 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、48 ページですが、農地改良届が 1 件

	それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、事務局、何かありますでしょうか。
課長補佐	事務局より 2 点連絡事項がございます。 まず 1 点目でございます。一部の委員の方に個別で出席依頼をさせていただいております、名古屋市農業団体連絡協議会主催の農業者研修集会が来週 1 月 30 日木曜日に開催されます。開催場所は熱田神宮文化殿でございます。開始時間は午後 2 時からでございますので、出席予定の方は、よろしく願います。 2 点目でございます。すでに案内文を送付しておりますが、2 月 10 日月曜日に、「令和 6 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修」の開催を予定しております。お時間は午後 2 時から、場所は 12C 会議室、こちらの会議室となります。ご出席いただきますようお願いいたします。 なお、欠席される場合は恐れ入りますが地区農政課までご連絡いただきますようお願いいたします。以上です。
議長（会長）	ただいまの連絡事項で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 7 年第 1 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

	ました。
--	------

閉会（午後 2 時 38 分）